

令和4年

# 秋の全国交通安全運動

期間 9月21日(水)から9月30日(金)までの10日間

○交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(金)

かぶろう!  
はいろう!  
とまろう!

ヘルメット  
かぶろう!

自転車の保険  
はいろう!

かぶ郎 はい郎 とま郎

自転車に乗る時は

かぶろう!

ヘルメットの着用が「努力義務」です。  
※改正道路交通法

はいろう!

自転車保険への加入は「義務」です。  
※保険料

交通ルールを守り、安全に利用しましょう。万が一の備えも忘れずに。

福島県交通対策協議会 福島県 福島県警察本部 (公社)福島県トラック協会

## 「交通事故死ゼロを目指す日」について

今年の秋の全国交通安全運動では、9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」です。皆さん一人一人が、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故をなくしましょう。

交通安全に関するホームページ 県生活交通課 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/> 県警察本部 <https://www.police.pref.fukushima.jp/>

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

年間スローガン  
わたります止まるやせとせありがとう

運動のスローガン  
ヘルメットかぶるだけでも救える命

みんなの合言葉! 横断歩道では必ず安全確認!

～事故にあわない、おこさない～

9月30日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

## 秋の全国交通安全運動

令和4年9月21日(水)～9月30日(金)

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

自転車の交通ルール遵守の徹底

チャイルドシート着用 経年シンボルマーク「カチャパン」

交通安全サイトへ

内閣府

## 運動の重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底

主唱 福島県・福島県交通対策協議会





# 運動の重点

## 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

### ○家庭では

- ・保護者は子供に対し、暗くなる前に帰宅するよう教えましょう。
- ・高齢者が外出する際には、用件はなるべく日中に済ませるよう促しましょう。
- ・道路を横断するときは横断歩道を渡ること、運転者に対して手をあげるなどして横断する意思を明確に伝えて安全確認をしてから横断することを家族ぐるみで実践しましょう。
- ・横断前には左右の安全を十分に確認し、近づく車が見えたら通り過ぎるのを待ちましょう。また、信号が点滅しているときには無理な横断をしないよう注意し合ひましょう。

### ○地域では

- ・子供や高齢の歩行者、障がい者、電動車いす利用者等を見かけたら、保護、誘導活動を積極的に行いましょう。また、子供の手本となるよう正しい交通ルールとマナーを実践しましょう。
- ・通学路等、子供や高齢者が日常的に移動する経路での見守り活動に協力しましょう。



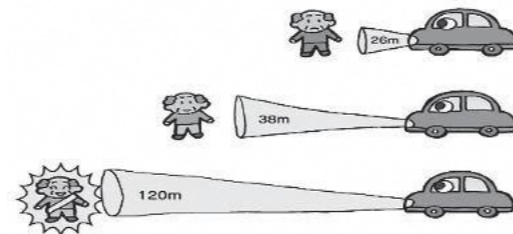
## 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

### ○家庭・地域では

- ・子供や高齢者が夕暮れ時や夜間に外出する場合は、運転者から発見されやすい明るい目立つ色の服装や、夜光反射材を着用するよう促しましょう。
- ・加齢等に伴い運転に不安がある運転者やそのご家族の方は、安全運転相談窓口#8080（シャープハレバレ）の利用や、運転免許の自主返納について話し合ひましょう。
- ・飲食店等における運転者への酒類提供禁止やハンドルキーパー運動を地域ぐるみで推進し、「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成しましょう。

### ○学校等では

- ・児童・生徒に対して、明るい目立つ色の服装の着用や夜光反射材の効果について指導しましょう。
- ・夕暮れ時における早目の自転車ライト点灯や、ライトの日常的な点検整備について指導しましょう。



### ○職場では

- ・夕暮れ時の早目のライト点灯、先行車や対向車がないときの上向きライト（ハイビーム）へのこまめな切り替えにより、歩行者や自転車との衝突事故を防ぎましょう。
- ・運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者における義務の遵守を徹底しましょう。



### ○運転者は

- ・横断歩道は歩行者が優先です。横断歩道付近では停止可能なスピードに抑え、横断歩道を横断しようとする歩行者がいたら、必ず一時停止しましょう。
- ・運転中のスマートフォンなどの使用は大変危険な行為ですので、絶対にやめましょう。

## 3 自転車の交通ルール遵守の徹底

### ○「福島県自転車安全利用五則」を守りましょう。

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
  - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ・夜間はライトを点灯・反射材着装
  - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
  - ・運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘差し運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用を努める



- ・自転車は道路交通法の「車両」です。車道の左側に寄って通行しなければなりません。右側通行は逆走となり禁止されています。
- ・他の車両の通行を妨害する目的で幅寄せ、進路変更、ベルをしつこく鳴らす等の危険な運転を行うと、妨害運転（おおり運転）として摘発の対象となります。
- ・自転車を安全な状態で利用するため、定期的に点検整備を行いましょう。
- ・幼児を幼児用補助いすに乗せる際には、転倒時の被害軽減のため、ヘルメット及びシートベルトを着用させましょう。

### ○大人も子供もヘルメットを着用しましょう。 【自転車ヘルメット着用義務化!】

- ・福島県自転車条例において、自転車利用者等にヘルメットを含めた安全器具の使用を努力義務として規定しており、さらに、令和4年4月に道路交通法が一部改正され、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務が盛り込まれました。公布日（令和4年4月27日）から1年以内に施行されます。自転車利用中に交通事故により死亡した方の多くがヘルメット等を着用せず頭部に致命傷を負っていますので、自転車を利用する大人も子供も、ヘルメットを着用して万が一の交通事故に備えましょう。



### ○自転車保険に加入しましょう。

- ・令和3年10月12日、「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、本年4月1日から自転車保険加入が義務となりました。自転車事故被害者救済のための自転車損害賠償責任保険に加入しましょう。万が一交通事故を起こし、相手にケガを負わせれば、高額な損害賠償を求められることがあります。

## 「ゾーン30プラス」の整備について

最高速度30キロの区域規制とスムーズ横断歩道等の適切な組み合わせにより、人優先の安全・安心な通行空間を目指しています。地域・家庭で、日頃から通学路等の安全を確かめましょう。



“スムーズ横断歩道”  
横断歩道が盛り上がっています